

**まつえ北商工会かわら版** Vol. 7

まつえ北商工会 松江市鹿島町古浦607-3

☎(0852)82-2266 e-mail:matu-kita@shoko-shimane.or.jp

**【金融最新情報】** 平成20年11月1日現在

金融のご相談は商工会各本支所へ、低利な融資をあっせんします。

- ・日本政策金融公庫（国民生活事業）
 

経営改善貸付制度（マル経）	2. 15%
普通貸付制度	2. 45%～2. 50%（運転資金）
	2. 45%～2. 85%（設備資金）
- ・県制度融資（標記金利の他に信用保証料0.4%～1.7%）
 

カッコ内は責任共有制度対象外の金利	
一般運転資金	2. 35%（2. 2%）
一般設備資金	2. 15%（2. 0%）
小規模企業特別資金	（1. 9%）
小規模企業育成資金	2. 05%（1. 9%）
長期経営安定緊急資金	2. 35%（2. 2%）
構造転換支援資金	2. 65%（2. 5%）

なお、信用保証料は一定の条件を満たした場合セーフティーネット保証制度を活用すると0.91%（0.91%以下の保証制度の場合は、低い保証料率を適用）の保証料率が適用されます。

小規模企業特別資金は保証協会の貸付残高が合計1,250万円以内となる小規模事業者が対象となります。

**【金融相談会（一日公庫）のお知らせ】**

急速な景気後退・原材料の高騰・消費の低迷等、商工業者を取り巻く環境は一層厳しいものとなっていますが、本年度も年末資金等の相談対応として金融相談会を下記の日程で開催いたします。金融相談を申し込まれる方は11月28日（金）までに商工会各本支所までご一報ください。

開催日：鹿島町・島根町地区 平成20年12月5日（金）  
美保関町・八束町地区 平成20年12月8日（月）  
AM10:00～PM3:00

※申込みをされた方は改めて来会時間をご案内いたします。

場 所：鹿島町・島根町地区 まつえ北商工会本所（鹿島町古浦607-3）  
美保関町・八束町地区 まつえ北商工会八束支所（八束町波入2073-1）

相談者：日本政策金融公庫（国民生活事業）松江支店及び商工会経営指導員

**【年末調整のご案内】**

本年も年末調整を行う時期が近づいてまいりました。「年末調整」は、ご承知のとおり、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月（日）の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続で、給与の源泉徴収の総決算ともいえるべきものです。年末調整の基本的な仕組みは昨年と変わりありませんが、一部、住宅取得控除等が改正されています。

納付期限である1月13日に遅れないよう、早め早めのご準備をお願いいたします。なお、納期の特例の承認を受けている方で「納期限の特例に関する届出書」を提出されている方の納付期限は1月20日です。

○準備いただくもの

- ・源泉徴収簿等の毎月の支給額及び税額がわかるもの
- ・扶養及び配偶者の状況がわかるもの
- ・生命保険、損害保険等の証明書
- ・国民年金等の社会保険料の証明書
- ・住宅借入金等証明書・町より送付されている給与支払報告書
- ・その他税務署から送付されている封筒

**【事業者のための食品表示セミナーの開催について】**

農林水産省では、食品製造業者をはじめ食品関連事業に携わる事業者の方自らが適正な食品表示に向けた積極的な取り組みを図っていただくことを目的として、各種の食品表示適正化対策委託事業を展開し、本事業の受託者による「事業者のため食品表示セミナー」が開催されます。

このことについて、去る8月27日には、事業者の受託者である財団法人食品産業センターがプレスリリースを行い、全国各会場の参加受付を開始しております。

食品表示セミナー（島根県会場）

◇内 容

食品表示制度の概要、加工食品を中心とした表示制度の説明  
最近の制度の改正点、Q&A等

◆会場・日程

開催日：平成20年12月4日（木）13:15～16:40

会 場：パルメイト出雲（出雲市今市町字藤ヶ森2065 ☎：0853-21-3818）

※参加申込される方はお早めに商工会まで申してください。（参加料無料）

**島根県最低賃金**（発効日 平成20年10月19日）

**時間額 629円**

※特定の産業には産業別最低賃金が定められています。